資料①

令和８年度 自殺危機初期介入スキル研修の開催について

健康局健康推進部
こころの健康センター

１　趣旨（概要）

本市における自殺死亡率は、全国平均を上回る水準で推移している。本研修はこれまで各区保健師や生活支援担当職員を対象に実施してきた。しかしながら自殺に至る背景は多岐にわたり、各区福祉業務担当職員（子育て支援、児童虐待、ＤＶ、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援関係等）においても、通常業務の中で自殺未遂者や自殺リスクの高い対象者への相談対応を行っている実情があるため、新たに研修の受講を依頼する。

２　目的

本研修は、支援者向けゲートーキーパー（※）専門研修として位置づけるものであり、自殺を考えている人への関わり方について、ロールプレイ等の演習を通じて具体的な対応スキルを習得し、通常業務において活用することを目的とする。

（※）ゲートキーパー：医療・保健・福祉・教育・経済・労働・地域など、さまざまな分野において周囲の人の自殺のサインに気づき、初期介入を行い、適切な専門機関等につなぐ人材。

３　事業内容

（１）研修対象者

ア　各区地域保健活動担当職員（精神保健福祉相談員・保健師）

イ　各区福祉業務担当職員（子育て支援、DV、児童虐待、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援関係等）

ウ　各区生活支援担当職員（査察指導員・生活保護担当ケースワーカー）

※ア、イ、ウの各担当１名の参加でお願いします。

※各日最大 24 名までの研修のため、定員を超過した場合には、こころの健康センターにて、人数調整を行います。

（２）時期

１回目：令和８年 10 月８日（木）９時 15 分～17 時 30 分

２回目：令和８年 10 月 26 日（月）９時 15 分～17 時 30 分

※１回目、２回目いずれも同じ内容です。

※研修日の割り当ては別紙１をご参照ください。

（３）受講者の報告

９月 18 日（金）までに氏名報告をお願いします。

４　その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

・９月１日：各区地域保健活動担当及び生活支援担当へ開催通知を送付

事　務　連　絡
令和 ８年 ９月 １日

各区福祉業務主管課長　様
各区保健業務主管課長　様
各区生活支援担当課長　様

こころの健康センター
精神保健医療担当課長
（担当：山﨑
専用線＊159-8899）

令和８年度 自殺危機初期介入スキル研修の開催について

標題について、次のとおり研修を実施しますので、対象者の出席につきましてご配慮くださいますようお願いいたします。

記

１　実施日時

１回目：令和８年 10 月８日（木） ９時 15 分～17 時 30 分

２回目：令和８年 10 月 26 日（月） ９時 15 分～17 時 30 分

※１回目、２回目いずれも同じ内容です。

※研修日の割り当ては別紙１をご参照ください。

※本研修は、一定の構造化された研修のため、休憩時間以外の退室や職場からの呼び出し等に応じることはできませんのでご了承ください。

２　内容

「自殺を考えている人への危機初期介入について」（演習含む）

講師　こころの健康センター職員（自殺危機初期介入スキル研究会認定講師）

３　実施場所

こころの健康センター大会議室（都島区中野町 5 丁目 15 番 21 号　都島センタービル 3 階）

４　対象者

（１）各区地域保健活動担当職員（精神保健福祉相談員・保健師）

（２）各区福祉業務担当職員（子育て支援、DV、児童虐待、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援関係等）

（３）各区生活支援担当職員（査察指導員・生活保護担当ケースワーカー）

※（１）（２）（３）の各担当１名の参加でお願いします。

※各日最大 24 名までの研修のため、定員を超過した場合には、こころの健康センターにて、人数調整を行います。

※本研修は精神保健福祉にかかる保健師研修として位置づけています。

5　参加者報告

9月18日（金）までにフォームス（https://forms.cloud.microsoft/r/QdawPdxLjm）にご回答をお願いいたします。

お手数ですが「参加者なし」の場合もご報告をお願いします。

研修割当表

担当 / 区	福祉業務担当・生活支援担当 （子育て支援、児童虐待、ＤＶ、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援関係等担当職員、査察指導員・生活保護ケースワーカー）
北区	令和８年10月26日（月） ９:15～17:30
都島区	
福島区	
此花区	
中央区	
西区	
港区	
大正区	
天王寺区	
東成区	
城東区	
鶴見区	
浪速区	令和８年10月８日（木） ９:15～17:30
西淀川区	
淀川区	
東淀川区	
生野区	
旭区	
阿倍野区	
住之江区	
住吉区	
東住吉区	
平野区	
西成区	

別紙１（地域保健活動担当）

研修割当表

担当 / 区	地域保健活動担当 （保健師・精神保健福祉相談員）
北区	令和８年10月８日（木） ９:15～17:30
都島区	
福島区	
此花区	
中央区	
西区	
港区	
大正区	
天王寺区	
東成区	
城東区	
鶴見区	
浪速区	令和８年10月26日（月） ９:15～17:30
西淀川区	
淀川区	
東淀川区	
生野区	
旭区	
阿倍野区	
住之江区	
住吉区	
東住吉区	
平野区	
西成区	

【参考】

令和8年度　自殺危機初期介入スキル研修プログラム（予定）

時間	内容
9:15～9:40	**前座　大阪市の自殺対策の現状**
9:40～10:05	**第１ｾｯｼｮﾝ　導入**
休憩	
10:15～10:55	**第２ｾｯｼｮﾝ　自殺に関する様々な考え、信念** 演習１～２
休憩	
11:00～12:00	**第３ｾｯｼｮﾝ　サインに気づく** 演習３
休憩	
13:00～14:20	**第４ｾｯｼｮﾝ　理解を深め生きる理由を探る** 演習５～10
休憩	
14:35～15:00	**第５ｾｯｼｮﾝ　危険性をはかる** 演習11
休憩	
15:05～16:00	**第６ｾｯｼｮﾝ　安全確保・支える仲間へつなげる・フォローアップ** 演習12～14
休憩	
16:10～17:15	**第７ｾｯｼｮﾝ　ふりかえり** 感想 アンケート記入

※一定の構造化された研修のため、休憩時間以外の退室や職場からの呼び出し等に応じることはできませんのでご了承ください。

資料②

令和９年度　福祉３システムの業務統合端末の Windows OSバージョンアップ対応について

福祉局生活福祉部福祉システム課

１　趣旨（概要）

大阪市情報セキュリティ対策基準に基づき、福祉３システムの業務統合端末の Windows OSバージョンアップを令和9年５月１日（土）～５日（水）に実施することに伴い、翌開庁日の早朝からの端末起動確認及び同作業に関する超勤予算要求について説明する。

２　目的

機種更新のタイミング以外で、業務統合端末のWindows OSバージョンアップは初めての試みのため、各区役所等の業務開始時に安全に福祉３システムが利用できる状態を確認し、窓口サービスに支障をきたさないようにするため。

３　事業内容

（１）実施時期　　令和９年５月１日（土）～５日（水）
（２）初回起動日　令和９年５月６日（木）８時から
（３）対象機器　　福祉３システム約３，７５０台（全システム約６，０００台）

４　その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

対応手順等の詳細については令和８年３月末頃に各業務所管課あて通知予定
次の各課長会にて報告予定
令和８年９月１日（火）　福祉業務主管課長会
令和８年９月２日（水）　生活支援担当課長会
令和８年９月３日（木）　保険年金担当課長会
令和８年９月11日（金）　保健業務主管課長会

福祉業務主管課長会資料

令和9年度　福祉3システムの業務統合端末の Windows OSバージョンアップ対応について

（国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム）

令和８年９月１日（火）

福祉局生活福祉部福祉システム課

１　概要

・福祉3システムについては、令和８年１月に機種更新を実施したところですが、現在利用している業務統合端末のソフトウェア（Windows OS）のサポート期限が令和８年11月に終了するため、大阪市情報セキュリティ対策基準に基づきデジタル統括室によるバージョンアップが行われます。

- ➢ 実 施 時 期 :令和９年５月１日（土）～５日（水）
- ➢ 初回稼働日:令和９年５月６日（木）
- ➢ 対 象 機 器 :福祉3システム約3,750台（全システム約6,000台）
 （Windows11 **23H2** から Windows11 **25H2** へ）

２　懸念点

・機種更新のタイミング以外で、業務統合端末のWindows OSバージョンアップは初めての試みのため、福祉局では、令和９年５月５日（水）までにバージョンアップの状況確認を行います。

・デジタル統括室が遠隔操作でバージョンアップ作業を行いますが、バージョンアップ出来ない端末が発生した場合の対応方法については、デジタル統括室で検討中。

・バージョンアップ作業後、業務統合端末への初回ログイン時には、通常より起動時間が長くなるため、令和９年５月６日（木）は、通常より早い時間に業務統合端末へのログインが必要です。

３　依頼事項

・予算関係
　令和９年５月６日（木）は早朝からの業務となるため、令和9年度超過勤務予算の要求をお願いします。

・作業関係
　令和９年５月６日（木）8時から複数名（窓口端末の台数以上）で業務統合端末（窓口業務用中心）の起動・ログインをお願いします。　※詳細は令和８年度末に提示させていただきます。

資料③

福祉３システム（国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム）の標準化移行時期について

福祉局生活福祉部福祉システム課

１　趣旨（概要）

自治体システム標準化の概要及び福祉３システムの標準化移行時期についての説明を行う。

２　目的

福祉３システムは令和７年度に機種更新を実施し、次の機種更新時期である令和13年１月に標準化移行をめざすこととしてきた。令和９年度の予算編成にあたり、システム開発業者の動向を確認し、各システムの標準化移行について最適な時期を見極め、円滑な標準化移行の実現をめざす。

３　事業内容

各事業者への情報提供依頼（RFI）の結果に基づき、令和13年１月の標準化移行の可否を判断する。

・国民健康保険及び国民年金業務については、移行対応可能な事業者がいたため、令和13年１月移行をめざし検討を進める

・上記以外の業務については、令和13年１月に対応可能な事業者がいなかったため、令和16年１月移行をめざし検討を進める

４　その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

次の各課長会にて報告予定

令和８年９月１日（火）　福祉業務主管課長会

令和８年９月２日（水）　生活支援担当課長会

令和８年９月３日（木）　保険年金担当課長会

令和８年９月11日（金）　保健業務主管課長会

福祉３システム（国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム）の標準化移行時期について

令和８年9月1日（火）

福祉局生活福祉部福祉システム課

1．自治体システム標準化について（概要）

1　国の動向

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年9月1日施行）

①各自治体は、国が政令で定める標準化対象業務（20業務）について、各ベンダ（システム開発事業者）が標準仕様に準拠して開発したシステム（標準準拠システム：パッケージシステム）を利用
※各自治体は各ベンダが販売する標準準拠システムの中から最適なものを調達

②国が構築する全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）を活用して、各自治体は標準準拠システム（標準化基準に適合したシステム）を利用するよう努める。
※現在は、本市デジタル統括室が構築した市の基盤（統合基盤）を利用

③標準準拠システムへの移行目標時期は、当初令和７年度中

・標準準拠システムの利用は義務
・ガバメントクラウドの利用は努力義務
（ただし、ガバメントクラウド利用が補助金要件）

法に規定する「標準化基準(省令)※1」が令和8年4月1日施行

①特定移行支援システム※2の対象団体・標準システム移行日等を規定。
②移行完了期限は**令和13年４月１日が最長**。※3

（※1）標準仕様書を基に定める。
（※2）当初期限のR7年度末までに標準化移行が困難なシステム。
（※3）標準化基本方針にて特定移行支援システムは「概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する」と定められているため。

【本市の特定移行支援システムの取扱いについて】

対象業務	デジタル庁あて本市回答欄の記載内容（現状を記載）	移行完了期限（デジタル庁の認識）
１．福祉３システム業務（国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、児童手当、児童扶養手当、障がい者福祉、子ども子育て支援、健康管理）	**期限は「未定」で提出したが、デジタル庁はR13/4/１と置き換え**	令和13年４月１日
２．税関連業務（固定資産税、個人市民税、法人住民税、軽自動車税）	令和16年１月	

（参考２）福祉３システムの標準化対象業務と標準対象外業務（主なもの）

現行システム	標準化対象業務		標準化対象外業務
国民健康保険等	【国民健康保険】 資格、賦課、収納、給付	【国民年金】 【後期高齢者医療】	【医療費助成】 こども医療、ひとり親医療、 重度障がい者医療 【敬老優待乗車証】
介護保険	【介護保険】 資格、賦課、収納、認定、給付、給付制限、総合事業		
総合福祉	【障がい者福祉】 障がい者手帳、 特児扶等障がい手当、 自立支援給付、 自立支援医療、 補装具	【生活保護】 保護、医療、施設、 レセプト管理システム 【児童手当】 【児童扶養手当】 【健康管理（母子保健）】 【子ども子育て支援】 子ども子育て支援 （保育所等入所ほか）、 施設等利用給付　ほか	【障がい者福祉】 移動支援、市営交通・タクシー乗車券、 日常生活用具　ほか 【高齢福祉】 日常生活用具、住宅改修補助、緊急通報 システム、老人保護措置　ほか 【児童福祉】 母子父子寡婦貸付、塾代助成、 児童相談　ほか 【その他福祉】 住居確保給付金、DV相談

2．福祉３システムの標準化移行時期について

2-1 本市の検討状況

- システム開発業者への情報提供依頼（RFI）の結果、期限内（令和７年度中）に標準準拠システムを本市に提供できる事業者がいないため、令和11年1月の移行をめざしていたが、令和6年8月5日の第9回標準化推進PTにおいて不可能と判断された。
- 福祉３システムにおいては、標準準拠システムを本市に提供する事業者がいないことから一旦、令和7年度に機種更新の上、令和12年度中に標準準拠システムへの移行をめざす。

⇒第10回標準化推進PT（令和7年2月25日開催）において、**福祉３システムの標準化移行時期は令和13年1月をめざす**こととなった。

2-2 福祉３システムの標準化移行時期の方針

令和8年4月に情報提供依頼（RFI）を実施（回答期限5月22日）

- 各事業者の動向を確認し、**令和9年度予算編成時（令和8年7月）に令和13年1月の標準化移行可否の判断材料とする。**

①国保及び年金については、移行対応可能な事業者がいたため、令和13年１月移行をめざし検討を進める

②上記以外の業務については、令和13年１月に移行対応可能な事業者がいなかったため、令和16年１月移行を前提とし検討を進める

➢複数社の応札が見込まれ、次回機種更新（令和13年1月）から３年が経ち、税システムの標準化時期とも重なる令和16年１月移行をめざし、候補ベンダの状況確認を継続していく。

（参考１）政令市の特定移行支援システム該当見込み状況

【特定移行支援システム該当見込み一覧（R８.３月末時点）】

●・・・R7年度末までに標準化移行が困難なシステム

自治体名	1. 住民基本台帳	2. 印鑑登録	3. 戸籍	4. 戸籍の附票	5. 選挙人名簿管理	6. 個人住民税	7. 法人住民税	8. 固定資産税	9. 軽自動車税	10. 就学	11. 国民年金	12. 国民健康保険	13. 後期高齢者医療	14. 介護保険	15. 障害者福祉	16. 生活保護	17. 健康管理	18. 児童手当	19. 児童扶養手当	20. 子ども・子育て支援	21. 共通機能
大阪市						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
札幌市	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
仙台市	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
さいたま市			●	●		●	●	●	●	●	●			●	●			●	●	●	●
千葉市						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
横浜市										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
川崎市			●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
相模原市	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新潟市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●
静岡市	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
浜松市																	●	●	●	●	
名古屋市						●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	
京都市					●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
堺市	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	
神戸市						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●	●	●	
岡山市						●	●	●	●	●			●	●	●		●	●		●	●
広島市						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
北九州市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
福岡市			●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
熊本市			●	●		●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●

- **他政令市においても税系及び国保･福祉系の各業務は、標準化移行が遅れている。**
- **要因：①住記系と比較して関連省庁の標準仕様策定が遅かった。②業務規模が大きいため、事業者の開発やシステム導入に多大なリソースを必要とし、政令市への導入まで手が回っていないことが考えられる。**